

「日本基督同胞教会史」研究会

「日本基督同胞教会年会記録」を読み解く ～第40回(1940年)・臨時年会(1940年)・第41回(1941年)～

木村 拓己

はじめに

1940年4月1日、宗教団体が施行され、7月31日には救世軍幹部4名がスパイ容疑で検挙された。その後、10月17日の神嘗祭の日、青山学院校庭で「皇紀2600年奉祝全国基督教信徒大会」が開催され、「日本基督教団設立」が宣言される。

1941年6月24日、富士見町教会で日本基督教団創立が決議され、11月24日に認可を受けた。11月25日には日本基督教団教師（正教師1,922名、補教師959名、計2,881名）が任命された。

12月8日、日本軍マレー半島上陸および真珠湾攻撃で太平洋戦争が開戦した。1942年1月11日には教団統理者として富田満は伊勢神宮を参拝した。6月26日、教団第6部および第9部所属の教職96名が治安維持法違反で検挙される（ホーリネス弾圧事件）。201教会と63伝道所は解散処分を受けたとされる。その後の11月24日、第1回教団総会において部制が廃止された（1943年4月実施）。

この記録では、特に日本基督同胞教会の歩みを通して、日本基督教団へと合同していく歴史が綴られている。以下に各年会の概要を記した上で、各年会の内容に入る。

年度	教会員総数								
	男	女	計	現在		他行 A		他行 B	
				男	女	男	女	男	女
1936年度	1679	1375	3054	518	518	134	135	1027	722
1937年度	1694	1430	3124	502	545	122	140	1070	745
1938年度	1731	1507	3238	506	585	138	142	1086	783
1939年度	1786	1586	3372	519	621	152	147	1100	847

第40回 1940年(昭和15年)3月14(木)～19日(火)

▷教役者会 3月14日(木)～15日(金) 伊豆伊藤 大伊豆旅館

▷年会 3月16日(土)～19日(火) 澁谷基督同胞教会

▷ 1939 年度教会数 25

- ・ 自給教会 9 (前年度 + 1) 京都、膳所、大久保、静岡、神戸、渋谷、大阪、野田、大津
- ・ 補助教会 16 (前年度 -1)
松戸、市川、船橋、本所、原宿、世田谷、小田原、沼津、名古屋、名古屋第二、草津、瀬田、洛西、鴨東、上鳥羽、甲南
- ・ 講義所 6 (前年度 -1 / + 1)
法典 (千葉)、石田 (静岡)、馬場 (滋賀)、野洲 (滋賀)、守山 (滋賀)、粟津原 (滋賀)、石橋

▷ 1940 年度教役者 29 名 (前年度 + 3)

- ・ 29 名の内 2 名は休職中 (渡米)。それでも教会数に対して教師数が上回っている。

▷ 委員会組織 12 (ゴシック体は新たに増えた委員会)

- ・ 第 40 回 (昭和 15 年度) 年会の教会役員組織より「統理者 安田忠吉」という表記となっている。それ以前は「年会幹事 安田忠吉」となっていた。
- ・ 共済会幹事が削除され、代わって関西部会長と関東部会長が選任されている。
- ・ 教育、宗教教育、伝道、任命、社会事業、交誼、教会合同問題、機関紙同胞、論文試験、歴史編纂、恩給制度研究、青年 (共励会) 記念伝道準備特別委員
* 前年度まで設置されていた農村伝道、建築、音楽の委員会が解散している。

臨時年会 1940 年 (昭和 15 年) 10 月 15 (火) ~ 16 日 (水) 原宿基督同胞教会

開会礼拝の後に直ちに組織会を開き、教会合同問題経過報告を受けた後、直ちに議事に入っている。

教会合同、維持社団組織、教会自給、昭和 16 年度予算、次回年会開催地、米国への感謝表明に加え、「合同全権委員 2 名選出」が審議されている。特筆すべきは、年会の中で「信徒大会」が開催されて、外国ミッションの財的交渉を断ち、自給教会となっていく道筋の関する説明を行い、年会において申し合わせが行われたことである。

第 41 回 1941 年 (昭和 16 年) 3 月 20 (木) ~ 23 日 (日)

- ▷ 教役者会 3 月 20 日 (木) 京都丸太町橋畔 大和屋旅館
- ▷ 年 会 3 月 21 日 (土) ~ 23 日 (日) 京都基督同胞教会
- ▷ 1940 年度教会

98 頁以降の昭和 15 年度統計教会表、教勢表、財政表、日曜学校表が抜け落ちて
 いるため、教会数などの一覧が見当たらない。会計報告表のみ残っている。

▷ 1941 年度教役者 25 名（前年度 -4）

・ 25 名の内 2 名は休職中（渡米と休職）。

▷ 委員会組織 12

・ 役員名簿に続いて、第 41 回には新たに「日本基督同胞教会維持社団」の名簿
 が加わる。理事に安田忠吉・大野義信・定森治郎一、社員は左記の三名
 に加え、寺尾章二・中路嶋雄・有賀鉄太郎・戸澤泰藏・小出辰五郎・松香
 雄三の 6 名が連なる。戸澤・小出・松香は信徒。

・ 上記を受けてなのか、日本基督教団となるためか、委員会組織の名簿がな
 くなっている。

・ 教役者名簿からニップ、シャイブリーの名前がなくなる。

教会合同準備委員会について（教団年鑑「教団の記録」より抜粋）

1940 年 10 月 18 日から 1941 年 6 月 23 日までの間に 9 回開催された。1941 年 3 月
 25 日、26 日の第 8 回委員会は、新教団の名称を「日本基督教団」とし、「教義の概要」
 「信徒の生活綱領」を採択し、さらに教団創立準備委員会を設置した。次の 35 教派
 が合同に参加し、11 の部に分かれることになった。なお朝鮮基督教会（のちの在日
 大韓基督教会）は 1940 年より各個教会が個別に日本基督教会に加入していた。

第 1 部 日本基督教会

第 2 部 日本メソヂスト教会、日本美晋教会、日本聖園教会

第 3 部 日本組合基督教会、日本基督同胞教会、日本福音教会、基督教会、基督
 友会

第 4 部 日本バプテスト教会

第 5 部 日本福音ルーテル教会

第 6 部 日本聖教会

第 7 部 日本伝道基督教団

（日本イエス・キリスト教会、日本協同基督教会、基督復興教会、基督
 教伝道教会、基督伝道隊、日本ペンテコステ教会、日本聖潔教会の合併）

第 8 部 日本聖化基督教団

（日本自由メソヂスト教会、日本ナザレン教会東部部会、日本ナザレン
 教会西部部会、日本同盟基督協会、世界宣教団の合併）

第9部 きよめ教会、日本自由基督教会

第10部 日本独立基督教会同盟会、ウエスレアン・メソヂスト教会、普及福音教会の一部、一致基督教団、東京基督教会、日本聖書教会、聖霊教会、活水教会

第11部 救世団

第40回年会記録

1940年（昭和15年）3月14日（木）～19日（火） 澁谷基督同胞教会

標語『建設する教会』

1. 教師会 3月14日（木）～15日（金）

懇談会「教団規則について」、早天祈祷会、懇談会「記念伝道について」（定森治郎一）、「青少年伝道について」（小立花忠勇）、按手礼論文朗読会（2名の受按者の論文）、講演会「バルトのアンセルム理解について」（有賀鐵太郎）

2. 年会 3月16日（土）～19日（火）

第一日

▷開会礼拝

故竹田宮妃殿下御葬儀当日につき、一同起立、黙祷をささげて弔意を表したと記録される。

説教者の安田忠吉は、「第40回年会が紀元2600年の光輝ある歴史的の年と同年であることも感謝であるが、第一回年会を開いた当時から今日までの40年間の歩みは感銘深きものがある。」と語り始める。宗教団体法施行を前に掲げられた標語「建設する教会」とは、教会団体の建設について、またその土台であるイエス・キリストにしっかりと立つことを述べている。将来への幻を大きく持ち、たとえ小教派なりともその精神を表そうと語った。

▷組織会

年会代議員52名の出席（欠席者3名）により開会した。選挙の結果、定森治郎一が議長に、寺尾章二が副議長に、そして渡邊晋（初）が書記に選出された。

▷勤続牧師、宣教師、SS教師、入信40年信徒表彰式（司会：土岐林三、感謝辞：有賀鐵太郎）

・在職30年以上の教職 ニップ・シャイプリー・岡崎義孝・大野義信・安田忠吉

- ・在職 10 年以上日曜学校教師 7 名
(神戸 1 名、膳所 2 名、大久保 1 名、洛西 1 名、渋谷 1 名、膳所 1 名)
- ・奉教 40 年信徒 9 名(本所 3 名、瀬田 1 名、名古屋 2 名、大久保 1 名、船橋 2 名)

▷事務会

◆理事会報告

- ・宗教団体法案、日本基督同胞教会史編纂について審議している。
- ・大津教会の夏期学校開校中に 1 名の少年が溺死し、SS の校葬とされた。両親も教会に理解を示し、追悼会開催を認めた。その後は求道者となったことが報告されている。大津教会の中村利雄牧師は責任を取る形での進退を申し出たが、不起訴となった。第 41 回年会名簿も大津教会牧師なので、辞任に至らなかったと推測される。
- ・教団規約、信仰簡条、財産等、文部省に直ちに提出できるように委員会を組織した。
委員会は年会職制委員、準備委員と実行委員、有賀鐵太郎氏。

◆幹事報告 (前年度はまだ幹事のため)

- ・昭和 14 年は事変第三年を迎え、国家は益々重大な時期に入ったことから報告は始まる。また宗教団体法が議会を通過したことに触れ、明治初年にはすでに伝道の自由を与えられたキリスト教であったが、何らの法的根拠を持っていなかった。今や名実共に我が国の公認の大宗教として根拠を与えられたと述べている。
- ・出征していた坂井権一、中村信一牧師が無事帰還し、それぞれ任地に就いたと報告される。
- ・明治 35 (1902) 年、36 年、大正元 (1912) 年、昭和元 (1926) 年、昭和 14 (1939) 年の教勢を並べ、40 年を振り返ると共に、将来に対する大きな幻を以て進みたいと括っている。

	1902 年	1903 年	1912 年	1926 年	1939 年
会員数	189	220	898	1696	3372
SS 生徒数	580	-	572	2313	2606
礼拝出席	-	-	183	367	484
夕拝出席	-	-	252	239	291
祈祷会出席	-	-	105	160	213
献金総額	254,601	271,554	1820,697	18293,24	26611,51
受洗者数	-	-	29	103	134

◆年会制度研究委員会報告

1940年4月より実施される宗教団体法と教団との関係について、教会条例の改変を要する点が多々あることから、当委員会は実行委員会と合流し、1940年2月5日に研究会を開いた。宗教団体法に適應するよう条例の改定を行った。

◆宗教教育委員報告

1939年、船橋教会の尽力により「平井」一校が増えた（東京市江戸川区）

◆機関紙「同胞」委員報告

- ・昭和14（1939）年6月より渡邊委員長が編集主任となり、印刷所を大津に変更した。
- ・毎月2500部発行

◆静岡大火見舞金報告

年会会計に集まった約185,66圓のうち90圓は静岡教会に送り、95,66圓は基督教連盟の救済事業の方に送金した。そのほか直接静岡教会に送金された分もあり。

第二日

- ▷日曜学校礼拝（251名）、礼拝、按手礼式、聖餐式
- ▷分団午餐会、分団協議会「建設の精神」（家長会・婦人会・男子青年会・女子青年会）
- ▷青年大講演会「長期建設と青年の役割」（立証3名）

第三日

- ▷祈祷会
- ▷事務会

◆資格調査委員報告

神政三、廣澤勝彦両氏は、今年会で按手礼を受け、長老となる。宮内俊三氏は日本基督教会に属する教師だが、今回我が教会に迎えることとなり、長老として受け入れることとした。この報告ののち、議席番号56番が付された。

◆議案第1号「本年会を教団設立年会とするの件」 可決

本年4月より実施される宗教団体法に相應するため、「日本基督同胞教会教団」を設立する。

◆議案第3号「教団規則制定の件」 可決

「教団規則草案」の一部文言修正を常務理事会に一任し、可決した。

- ▷永眠教師並びに理事追悼会（追悼の辞：定森治郎一）

▷事務会

◆議案第4号「教団設立の件」(宣教師社団財産譲渡、教団本部の人件費及び事務費) 可決

- 一、教団設立認可のありたる場合は宣教師社団より各教会の土地及建物の譲渡を受くる事は既に了解を得たり。
- 二、教団本部の人件費及事務費は理事会に於て決定す。
- 三、教団設立同意書に全教師調印を要する事。

◆議案第2号「教会設立、教会自給の件」 可決

- 一、石橋教會設立の件(注記：講義所から教会へ)
- 二、名古屋教會の自給独立
- 三、原宿教會の自給独立

◆議案第5号「米国同胞教会外国伝道局へ感謝の件」 可決

◆議案第7号「各教会の修繕費、火災保険、本部負担金、税金に関する件」可決

- 一、各教会の修繕費、火災保険、税金等は各教会において負担するよう努力する事。
- 二、本部負担金を本年度より増加する事。

▷来賓歓迎 福音教会代表：藤崎五郎氏 日本基督教連盟代表 小崎道雄氏

▷事務会

◆議案第8号「記念伝道案」 可決

- 一、標語「新日本建設のために」

新日本の建設は国民各個の聖化によりてのみ可能で、信仰は教会に依拠するために教会の拡大充実こそ新日本の建設に対する我等基督者の最大使命なりと信じる。だから我らはまずこの年を出発点として、今後10年を期して我が教団の自給確立に邁進したい。

- 二、修養会

関東・関西役員研修会、各教会研修会の実施

- 三、年会への希望

伝道精神の作興、春期記念伝道計画への準備を進める。

- 四、記念伝道準備集中期間(受難週から五旬節まで)

- 五、春期伝道

- 六、秋期伝道

◆青少年記念伝道案

標語「新日本の建設」

夏期学校開催、青少年の特別集会など、記念伝道案と同様に今後10年を見通す伝道の実施。

▷各種委員会、「役員中心の修養会」

第四日

▷祈祷会、事務会、選挙任命、閉会式

▷伝道大講演会（第一教会講師：有賀鐵太郎、坂田捨一 第二教会講師：渡邊晋、寺尾彰）

それぞれ礼拝形式の中で、二つの講演が組み込まれている。（第一64名、第二42名）

▷事務会

◆議案第6号「恩給制度制定並共済会整理の件」 可決

恩給制度制定に伴い、共済会は解散する。

◆議案第9号「今後十年の計画案」（教会増設、年会自給案） 可決

一、皇紀2600年の春、不惑の年を迎えたが、我が日本基督同胞教会は、今後10年を期し、年会自らの自給独立を断行する。年会の自給は各地方教会の自給によって確保される。教会の教勢を考慮し、十年を三期に分ち、教会の自給を計算した。

○第一期（2600年より3年以内） 渋谷、原宿、名古屋

○第二期（2600年より6年以内） 大久保、本所、世田ヶ谷、静岡、大津、膳所

○第三期（2600年より10年以内） 市川、松戸、船橋、小田原、名古屋第二、草津、瀬田、上鳥羽、甲南、野田、沼津、洛西、鴨東、石橋

二、教会の増設 新伝道地開拓の候補地と時期は理事会に一任する。

三、希望事項

本部負担金増額、日曜学校教勢を10年以内に倍化して日曜学校よりの受洗者毎年100名以上を得る事、新しい伝道者を10年以内に25名以上養成する事、教勢の倍化を図る事、

◆議案第10号「世界伝道祈祷日設定の件」 可決

毎年3月第一日曜日とする。

◆議案第11号「予算案」 可決

教団設立基本金5,000圓を募金、本部負担金増額など

◆議案第12号「次年度年会開催地の件」 可決

京都教会より歓迎があり、一同拍手を以て可決した。

◆建議案「日本基督同胞教会教団設立に必要な基本金の為各教会より献金するの件」 可決

方法は誕生日、受洗日などをこのために献金する。

▷選挙

新教団規則によって選挙した。

・統理者選挙（出席47欠席9） ◎安田忠吉38票 大野義信8票 井上藤蔵1票

・理事選挙（出席48欠席8）

[教師]

当選 定森治郎一47 大野義信45 寺尾章二36 中路嶋雄30 有賀鐵太郎20

次点 井上藤蔵19 小立花忠勇16

[信徒]

当選 戸澤泰蔵46 小田辰五郎34 松香雄三14

次点 五井康輝13

▷任命委員報告（牧師任地発表）、閉会式（司会者 ニップ）

▷資料「日本基督同胞教会事業概況」（湖南中等夜学校、馬場同胞会館、幼稚園 保育園）

3. 1939（昭和14）年度要報（教会報告）

▷2月、各教会で紀元節礼拝が守られる。

▷各教会での特別伝道礼拝講師に女性が散見される。本文ではすべて「女史」が付されている。

大巻タツ（大阪）、久布日落實（渋谷）、中村榮女史（甲南）、賀川春子（船橋）、林歌子（野田）、浅井治子（大阪）

▷8月、「公私生活を刷新し戦時態勢化するの基本方策並に勤労増進体力の向上に関する基本方策」に関し、各教会に通牒した。

▷9月1日、第一回興亜奉公日にあたり各教会において特別祈祷会を催した。

▷10月1日、興亜奉公日特別礼拝を各教会は守った。また下旬には、防空訓練演習につき各教会は各地域に応じて積極的にこれに参加した。

- ▷ 11月3日、明治節にあたり各教会で奉祝し且つ国民精神作興に関する詔書渙発記念日を覚える。
- ▷ 12月の一ヶ月は、「経済戦強調運動実施」の期として、各教会は積極的に参加した。

臨時年会記録

1940年（昭和15年）10月15（火）～16日（水） 原宿基督同胞教会

第一日

▷ 開会式

説教で、安田統理は教会合同とミッションとの経済的関係を断つことは大きな困難だが、さらに大いなる希望と幻とが与えられることをアブラハムの信仰生活に照らして語った。

▷ 組織会

年会代議員49名の出席（欠席者6名）により開会した。

選挙の結果、定森治郎一が議長に、寺尾章二が副議長に、渡邊晋が書記に選出された。

▷ 事務会

◆ 教会合同問題経過報告

第40回年会以後臨時年会に至るまでの教派合同問題の交渉状態について説明がなされた。

◆ 議案第1号「教会合同に関する件」 可決

- 一、組合、福音、基督、同胞四教派合同の申合を為したる処置に対して事後承諾を求むる件
- 二、昭和十五年十月十七日に開催せられる紀元二千六百年奉祝全国基督教信徒大会における諸教派大合同宣言に参加する事、及今後の大合同問題に対して我が教派を代表する全権委員をあげてこれに当らしむる事
- 三、前記全権委員に、大合同の前提として必要な場合には四教派合同の申合に関して適当なる処置をとる事を委任する事

◆ 議案第2号「維持社団組織の件」 可決

在日本基督同胞教会宣教師社団を日本基督同胞教会維持社団に改組する。全員拍手を以て謝意を表し、可決された。

◆議案第3号「教会自給に関する件」 可決

安田統理は「ミッションとの経済的関係断絶後の教会の状態を説明し、諸教会とも自給独立に邁進すべきを希望し、特に上鳥羽、瀬田、名古屋第二の三教会の事情を報告した。全員協議懇談し、各教会とも自給独立を確立し急速に困難なる教会は年会当局と協議決定する。

◆信徒大会

礼拝後、安田統理より教会合同及教会自給についての事後報告、感話として信徒6名が立っている。その後、以下の申し合わせを経て、祈祷のうちに終了している。

申合

「我が同胞教会は内外の姿勢に鑑み、外国ミッションとの財的交渉を断ち、且つ信仰本来の精神に則りて他教派との合同を決するに至れり。惟ふに国家の新体制当に完成を告げ、社会人心亦漸く革らんとするの時、我等基督者の寄与貢献すべき部面愈々多きを加えたり、由つて我等は臨時年会の意図を体し、奮つて財政の確立を期すると共に、益々協力一致して教化伝道に努め以て信仰の本分を全うせんことを期す。」

第二日

▷祈祷会

▷事務会

◆議案第4号「昭和16年度予算の件」 可決

・恩給に関しては、組合教会と合同する場合、組合教会側で現行中の恩給制度に合流加入する。その際、一万円を要する。

◆議案第5号「昭和16年度年会に関する件」 可決

昭和16年3月21日修養会 22日事務会 23日礼拝の予定

◆議案第6号「米国同胞教会伝道局及婦人伝道局に対する感謝表明の件」 可決
感謝文には以下のような内容が記された。

- ・大合同への参加を決議したこと、日本人信徒の希望のみならず外国伝道局の熱意を受けて、ようやく機が熟すに至ったこと。
- ・万が一一大合同ができなかった場合には、とりあえず組合、福音、基督三派との合同を計る予定であり、このために多年の宿願であった財的独立を決意した。
- ・過去40年に亘って、宣教師を送り且つ少なからざる寄付金を送り続けてきたアメリカの諸兄弟姉への深い感謝。

- ・霊的交わりを断つのではない。我等の切なる祈りは絶えず諸君のために、神の御国にささげるものであることを約束する。願わくは諸君も我等のために祈る事を忘れないでほしい。

◆議案第7号「合同全権委員2名選出の件」 可決

安田統理、寺尾章二

◆閉会式

大野義信は、「今や新しき道への出発である。落伍することなくいよいよ同胞精神を発揮していきたい」と語った。

第41回年会記録

1941年（昭和16年）3月20（木）～23日（日）大和屋旅館、京都ホテル、京都教会

標語『躍進』

1. 教役者会 3月20日（木）～21日（金） 大和屋旅館
講演会「現代における牧師の使命」（魚木忠一）、按手礼論文朗読会（4名）、懇談会「合同教団の将来と我等の使命」、早天祈祷会、懇談会「時局と伝道」
同志社教授並組合教会教役者招待会（京都ホテル）が開催され、福音教会の友野牧師、同胞の教役者全員が出席し、「合同教団第三部結成を前にしてまことに和気に充ちた楽しい会合であった」と報告されている。
2. 年会 3月21日（月）～3月23日（日） 京都教会
第一日

▷開会式（91名）

安田忠吉統理は、昨秋皇紀2600年奉祝基督教信徒大会において新教各派の大合同を宣言して以来、合同の儀は進捗し、合同教団の設立が完成しようとしている。同胞教会50年の歴史も、この第41回年会が最後であると思うと万感交々至るを覚える。しかしこれは最終ではなく、我が教会の一大躍進の機であり、合同教団の中に新出発をなすべき機であると述べている。

▷組織会

年会代議員49名の出席（欠席者5名）により開会した。選挙の結果、定森治郎が議長に、寺尾章二が副議長に、そして渡邊晋が書記に選出された。

▷講演会「基督の身体及証者としての教会」（齊藤敏夫）

- ・齊藤敏夫は大阪の日本基督教会堺中央教会の牧師と思われる。教団発足時には堺大小路教会に名称変更して加入、やがて現在の堺教会に至る。
- ・教会合同の問題は本質検討に真剣であった。信仰告白は命がけであり、政治工作や駆け引きによって決定すべきではない。我らはどんな職分や伝統や嗜好や性格を異にしている、基督の信じ方が一であるならば教会は一となるべきである。

▷懇談祈祷会（97名）

第二日

▷祈祷会（宮内俊三）

▷事務会

◆理事会報告

- ・教団規則制定の件で、草案を逐条審議した。
- ・石橋講義所の教会設立、名古屋教会と原宿教会の自給独立を審議した。
- ・ジエグラールより、大合同が目標だが、実現困難ならば組合教会との合同が提案されている。
理事会では、大合同が困難な場合、組合、同胞、福音、基督の四派合同を決定した。大合同の際も同じブロックとなることを求めることとした。
- ・救世軍問題を契機として起こった旋風に対して色々協議がされたが、合同に関しては難色があった。容易にまとまらぬと見受けられた。しかし9月の懇談協議会において空気は一変し、来る10月17日の信徒大会において合同の宣言をなし、各派から正式な形で委員を出すこととなった。
- ・合同に備えて、教会の土地、建物、その他の財産を調査する。
- ・外国ミッションからの補助辞退を決定。
- ・組合教会維持財団に同胞教会の財産を移譲することは手続き上困難があり、現在の宣教師社団を改組するしかないと思われる。そのため定款変更を進める。
- ・教会整理問題として、名古屋第二はなるべく名古屋に合併すること、瀬田は膳所もしくは草津と兼牧、上鳥羽は京都もしくは洛西と兼牧、石橋は現状のままとする。
- ・年会中の理事会で、本田釜次郎より牧師を辞し転職したいとの希望が出された。小田原教会は昭和16年1月より自給、船橋教会は4月より自給の申し出があった。大津教会は自給不可能につき、一年間の補助を決定。

松戸教会は当分兼牧と思われる。

◆統理報告（安田忠吉） 以下、抜粋要約。

皇紀2600年や事変後第4年であることに触れ、国民は祖国の重大使命達成のために邁進すべきことを期したと始まる。新体制の下に我が国歴史以来の一大変革が始まったと続く。この嵐は基督教界にも重大な影響を及ぼしている。いよいよ4月より実施される宗教団体法に適應するために年会機構に一大変革を為し、新教団規則を制定した。文部省の認可を待つばかりであったが、突如従来^のの声明に反して教団の認可は教会並びに信徒の数によることが言明された。不幸にも、我が教会はその標準数に達せず、宗教結社として立つか、あるいは他教派と合同して教団を設立すべきかの重大問題に直面したのである。

我らは大合同を目指して進むこととし、他教派と交渉を進めた結果、親しき関係を有する組合、福音、基督の諸教派と提携をなすに至った。たまたま夏の頃より救世軍問題に端を發し、我が基督教界には大いなる嵐を呼び起こした。神の摂理は奇しくもかえって教会の合同並びに自給のために大きな促進の機会となった。外国ミッションとの財務関係を断って自給独立すること、また10月17日皇紀2600年奉祝基督教徒大会において合同の決意を宣言したことである。その後、四教派代表者が会合して合同の申し合わせを見るに至り、大合同の宣言が行われる歴史的会合に参加したのである。

臨時年会において自給方針を確立した結果、教会並びに人事に移動が生じた。瀬田、上鳥羽の二教会は近接教会に合流し、名古屋第二教会は十二月限りで廃止するに至った。

6月より帰国中のシャイブリー夫妻は国際情勢の急迫のため帰任は困難となり、ニップ夫妻も近く帰国されることになった。

変革、動揺の中で使命に向かって努力を続けたが、信徒の間にも経済上、業務上の打撃のために苦しい場面が続き、十分に活動できなかった。

世田谷教会は15年12月より、船橋教会、本所教会、洛西教会は16年1月より自給独立をなしたことは感謝である。小田原教会は16年1月より変則的ではあるが自給に至った。

我が教会は合同教会の一部となり、暫定的にブロックが成立する場合、組合、福音、基督の諸教会と共に、一ブロックをなすだろう。多年親しみある「同胞教会」という名と別れを告げることは、名残惜しき限りである。しかし我らはこれより、より広い世界に連なり、より大きい責任を分担し

ていく。同胞教会はなくなったのではなく、むしろ生命の伸展であり、教会の躍進である。我らは一粒の麦が地におちたる思いをもって、いよいよ聖なる使命に奮進したい。

◆教育委員報告

将来牧師となる神学生紹介の中に女性が登場する。但し、「なお我教会関係者として今井萬里子姉本科二年に在学中である。」という説明である。

◆ミッション幹事報告（ニップ）

1940年12月5日付のズイグラー博士からの手紙は、次のような発議がなされた。ズイグラーの意図として、やがて日米間の緊張が解けた後、二国間のよりよい理解と文化的関係のために、遠からざる将来において、再び共に働くことを願っているからであった。

すべての財産は、ミッション社団あるいは他の維持社団から次のように譲渡して欲しい。

- 一、馬場同胞会館と東京の二住宅は、年会に一任して使用もしくは処分するよう譲渡する。但し、馬場同胞会館は幼稚園や寄宿舎のような社会事業に従前通り用いられること、東京のミッション住宅の家賃収入もしくは売却益は、年会事業のための建築又は修繕の基金となすことを希望する。
- 二、京都および大津の住宅は、伝道局として希望している基本金の代償として同志社に移譲すべきことを発議する。神学校が維持し、それにより生じる収入は、教授の補助もしくは神学校理事会の決定によって類する經常費として使用することを希望する。
- 三、もし大津の住宅を神学校へ与えることを望まない場合は、次の希望条件にて財産所有権を年会に与えることに同意する。

「売却することなく、少なくとも5、6年間、現在のままとし、年会の決定に従い、その事業あるいはその他の要求のためにその収入を使用すること。」

◆日本基督同胞教会維持社団設立の件報告（安田忠吉）

現在の在日本基督同胞教会宣教師社団を改称して、日本基督同胞教会維持社団を設立する件は文部省より認可が届き、設立された。

◆教会合同準備委員報告（安田忠吉）

合同教会を 10ブロックに分けて組織することに決定した旨が報告された。

▷午餐会

▷事務会

- ◆議案第1号「合同教団創立総会出席代議員選出の件」 可決
代議員人数が明らかではないため、理事会に選出を一任した。
- ◆議案第2号「合同教団第三部加入承認の件」 可決
安田統理より「日本基督教団第三部組織協定に関する覚書」(案)について説明があった。
- ◆議案第3号「合同教団第三部総会に出席の件」 申合
第三部総会は本年10月日本組合基督教会総会を期として開催予定。各教会牧師代員これに出席すること。
- ◆議案第4号「昭和16年度予算の件」 可決
田村貞一氏より幼稚園補助に関する委員会を設けてほしいとの希望があった。
- ◆議案第5号「伝道計画の件」
年会としては特別な伝道計画なし。伝道委員会より以下の示唆が示された。
可決の表記なし。

- 一、地方自治的に計画を立てること
- 二、主催教会内にて信徒の証をなすようにすること
- 三、特別伝道を三日行くとすれば、第一日は生活改善に関し、第二日は時局認識に関する講演をなし、第三日に福音伝道会を開くこと
- 四、春か秋か一度くらは講師費の補助をなすことのできる見込み

- ◆議案第6号「米国同胞教会外国伝道局に対する感謝決議の件」 可決
満場起立し、感謝の祈禱をささげる。感謝決議文の作製は理事会に一任した。
- ◆議案第7号「理事選挙の件」 可決
次期理事の任期は日本基督教団第三部組織完了までとの報告があった。小立花忠勇より「現在理事重任」との動議が出され、満場一致で成立、可決した。また石山伊之助(信徒?)より「永年年会のために尽力されたニップ、大野、安田の三名に対して感謝の意を表する」との動議が出され、可決された。翌23日午後の感謝会にて表すこととした。

▷晩餐会、信徒懇談会

第三日

- ▷日曜学校、記念礼拝(出席268)、男女青年会並びに婦人会、感謝会(ニップ・大野・安田の3名に対する感謝)
- ▷閉会式

- ・ 任命委員報告（各教会の牧師発表）ののち、閉会式に移った。
- ・ 閉会式の奨励で、安田統理は次のように述べている。
年会は終わった。いよいよ新出発である。これからである。一人一人が神の国の労働人となり、御言に従ってあまねく福音を述べ、バプテスマを施さねばならぬ。

3. 1940（昭和15）年度要報（教会報告）〔年会資料より〕

- ▷ 1月、小田原教会と沼津教会では静岡大火災に対する問安、義援金募集運動を実施。神戸教会でも義援金品を募集し寄贈している。
- ▷ 2月、各教会で興亜奉公日祈祷会、紀元節礼拝が守られている。
- ▷ 2月11日、大阪教会との合同礼拝にて「石橋教会設立宣言」がなされる。18日に総会が開催され、「石橋基督同胞教会」と命名される。
- ▷ 3月9日、世田谷教会は臨時総会を開き、12月より自給独立を決議した。
- ▷ 4月25日～26日、全同胞教会教役者会、坂本芙蓉園にて開かれる。
- ▷ 4月4日、名古屋第二教会は宗教結社届を提出したと報告される。
- ▷ 5月13日、文部省に宗教結社に関する届出書を提出した。
- ▷ 6月14日、シャイプリー夫妻帰国送別会が開かれ、25日に出帆した。
- ▷ 銃後奉公起誓大会が檀原神宮にて開かれ、安田・小立花・金田の三牧師が参列した。
- ▷ 7月、支那事変三周年にあたり各教会は適宜これが記念行事をせり。
- ▷ 10月15日～16日、臨時年会を原宿教会で開く。自給独立と合同への決議を行った。
- ▷ 10月17日、皇紀2600年奉祝全国基督教信徒大会が青山学院で開かれ、大同教会の宣言がなされた。10月3日には組合、同胞、福音、基督の四派申し合わせがなされた。
- ▷ 10月10日、小田原教会は臨時総会を開き、教会合同並びに自給問題を協議し、1941年1月より自給を決議。年會に請願を行うことを申し合わせた。
- ▷ 11月、各教会にて明治節（3日）、皇紀2600年奉祝日が守られた。
- ▷ 12月、在日本同胞教会宣教師社団定款変更される。
- ▷ 12月22日、神戸教会では北支、支那SS生徒にプレゼント100袋を贈る。教会幼稚園関係の出征者にも慰問袋を贈る。また宗教団体金物献納運動に協力し、約15貫献納する。